



出訴公用留

上

7保
6099
6-1



家記

あつた
あつた
あつた

783
6099
卷1-6

之の御紙之の用と云々

目録

- 一 御書所定
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙
- 一 之の御紙

查正年一月十日
佐藤忠三郎

- 一 所与成之部御覽
- 一 白戸名通五公事
- 一 之々御覧
- 一 所獲御覧
- 一 中員御覧
- 一 田畑水冠御覧
- 一 船渡御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧

- 一 材名之御覧
- 一 材名之御覧
- 一 之科御覧
- 一 入牢之御覧
- 一 入牢之御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧
- 一 御覧御覧

- 一 寄 手 紙 ~~~~~
- 一 附 載 後 編 一 一 即 年 地 紙 ~~~~~
- 一 一 中 身 書 留 賞 納 紙 ~~~~~

お祈り申す事と一



即書所即定と一

- 一 一 寄 手 紙 入 他 誌 能 地 解 二 三 紙 有
- 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 即 載 後 編 一 一 一 件 一 一 亦 是 人
- 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入
- 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入
- 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入
- 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入 一 一 一 寄 手 紙 入

何人よりや及と出たり事

一 米高寺院あり業法を之れ其をくたふ物其代其
之に及る出たり

一 之より人出列をくたふ者其より許さずあつた時死出
つた中つり

一 身高坊よりくたふ所番・向味等・向味等・向味等
・

但何坊より伝ふ所を申す

一 傳ふ所よりくたふ所高とて一切の事なり

以上

三月四月

その中宿傳古しり

その中宿傳古しり

之れよりくたふ所よりくたふ所高とて一切の事なり
人の卒日ありて又その所評定を若く日即ち之れ並に
用ひつるありき及て逆列表す所傳古しり
此全の逆教は出たり一 所傳古しり
此より勿論所傳古しり毎に逆く之れよりくたふ所
高とて其を日用古所傳古しり其を伝ふ所傳古しり
所傳古しり入る所傳古しり此よりくたふ所傳古しり

右連と名系取降了付所更去以上中平
少件

大保九戌午二月廿九日
連

所中少所家

昔書一紙送 俣谷遠白史柳之 俣谷少乃志

系書書了中以上

戌三月

少乃人至到 三月所中乃

所中乃 中乃乃

之親々年少の目一統在中上ノ所をく之乃人
即略出刻限心あつ付若中。古々乃乃乃乃乃乃
而了中々々々之 俣谷少乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
山原四家少乃乃一統中若乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
若乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃
中保取急中乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃乃

大保八戌午八月廿九日
連

所事少所極

保人リハ之ニ一旅人ト爲ルル中候又キ一十寸
合ノ中三句ノ上西斗中ハ大佛ノ多ク重ク好
止者此ノ中ハ力ノ強人トモ思ハルル中ハ止者之
取調停多クハ好ム

大ノ一之ニ一鏡ノ如クハ主邊外ハ中ノ以上

天保七年七月

子之助 以之

大ノ一之ニ一鏡ノ如クハ主邊外ハ中ノ以上

子之助

子之助

子之助

大ノ一之ニ一鏡ノ如クハ主邊外ハ中ノ以上
一 構ハ中ノ大佛ノ中ノ一ノ多クハ中ノ以上
一 右ノ一ノ多クハ中ノ一ノ多クハ中ノ以上

天保七年七月

子之助

保人リハ之ニ一旅人ト爲ルル中候又キ一十寸

合ノ中三句ノ上西斗中ハ大佛ノ多ク重ク好

止者此ノ中ハ力ノ強人トモ思ハルル中ハ止者之

取調停多クハ好ム

大ノ一之ニ一鏡ノ如クハ主邊外ハ中ノ以上

一 構ハ中ノ大佛ノ中ノ一ノ多クハ中ノ以上
一 右ノ一ノ多クハ中ノ一ノ多クハ中ノ以上

お池の舟之船は戸名中令米者しよ西原中々を
出せし旅るまゝ高き山を登りて行りて供する

天保七年十二月朔 午三刻終りし

但し是年九月廿九日。八刻迄のふ定む事也

中野原宿御宿之御

是

一 関内 百石以上

一 日分内 百石以上

一 百里以上 百石以上

一 百石以上 百石以上

一 一里以上 百石以上

大分は幕迄申命候種、之れ外列高由之舟之
船者後上より、名高御宿者、色取御宿改
りし

天保七年二月朔 午三刻終りし

天保九年九月廿九日

一 関内 百石以上 百石以上

一 日分内 百石以上 百石以上

一 百里以上 百石以上

世に伸てつる事終つた

白く名を運ぶ旅人の如きなり

そえ

一 市井を弄りしものこそ所詮世にまじりては成る事
ありしはしりしは成る事

一 今も清く正しく申す事なくして心算の事
本りしもの

一 市井を弄りしものこそ所詮世にまじりては成る事
ありしはしりしは成る事

ちしもの伸てつる事終つた

白く名を運ぶ旅人の如きなり

そえ

白く名を運ぶ旅人の如きなり

そえ

一 市井を弄りしものこそ所詮世にまじりては成る事
ありしはしりしは成る事

白く名を運ぶ旅人の如きなり

そえ

相と御し東送る少き口内仕立を成すゆへ
 分傳つたるより之れを多敷き以て之れを
 中巻 所奉り所上り
 一 市川藩名し御中令義を重んず申事
 一 地政の修束申 宗要の所志地政一切を
 少長公所用一人之少長公の村の用多の少長公を
 扱ふ侍り
 一 大工の修束申 宗要の所志大工の修束申
 一 科の修束申 宗要の所志科の修束申

本年は月日

御事達事

所評定所

但所評定所限る様分事
 様方何處様分事

人々御事達事

東海に何名諸事申上り
 治事割増の事申上り
 何々年中一列し

親訪五許在是也其可也中隣家何如新體之佳也
人子性我字之勿得怪其大之也之也之也之也
始有許多子以村有之也何也之也早也乃也中月
市情其也之係之也其也之也之也之也之也

二年三月日

何君何孫何村之至

何村
何村
何村

何村之新家

田畑之冠而何也之也

何也之也之也之也

其名於能植村也其也其也其也其也其也其也其也
百姓也其也其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也其也

二年三月日

何君何孫

何村
何村
何村
何村
何村
何村
何村

河内行所

形似浪中書

三

一何秋

何禮

山内行浪水何秋何

大者去年何年一也役水信減一切在何信一也
以去年年中一也上

辛巳年九月日

何秋何村
名
強

河内行所

教音用麻願

乃也以此何本朝

何名何秋何村名至今年氣何姓代一曰本年中上以
村東之氣何信本朝之氣何信一也何信一也
之信何信一也何信一也何信一也何信一也
十十之十午月之十也何信一也何信一也何信一也
之信何信一也何信一也何信一也何信一也
以何信何信一也何信一也何信一也何信一也

辛巳年

何山何山何山

記

何山何山何山

開元... 寺社... 何山何山何山... 開元... 寺社... 何山何山何山...

土橋

多古... 何山何山何山...

何山何山何山

何山何山何山

一土橋

長何山

長何山

長何山

何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山... 何山何山何山...

文政十一年二月二日

右名簿有之

年々町
十之四所

市本所所係

新井村直江村所係

新井村一ノ礼

武名高新井村直江村所係人並り山平村所係
大島村所係人並り山平村所係
山田村所係人並り山平村所係
山田村所係人並り山平村所係

市本所所係
新井村直江村所係
新井村一ノ礼
武名高新井村直江村所係人並り山平村所係
大島村所係人並り山平村所係
山田村所係人並り山平村所係

一 市本所所係
新井村直江村所係
新井村一ノ礼
武名高新井村直江村所係人並り山平村所係
大島村所係人並り山平村所係
山田村所係人並り山平村所係

のれん... 徳川...
古江... 徳川...
平古...
...

武原郡新井村
平古

名主
紋志郎

徳川
...

17年...
...

石姓
...

...

...

...

...

...

...

...

所々々々永徳と河村あり木仕り々々
又々々々毎所仕御 即其意を以て
河村外の畝は河村あり其意を以て
以上

壬午年三月日

村役人永徳と河村あり

其意を以て河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり
河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

壬午年三月日

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

河村あり河村あり河村あり河村あり

壬午年三月日

入宰を以て送る書しり

り思以て何事の上

一本屋より入 七石

一半紙 二石

一石紙 一石

一酒造り

大なるを以て所成の中入宰は 御身も何事何
致何村許より 苗を以て送る事系中何事何
中意也中何の所成なり 色系中何事何上

二十四日

所成の所成なり 中何事何 常事なり 相成

中何事何 常事なり 常事なり 常事なり

常事なり 常事なり

入宰より送る

一 令と送るは 肝門に申入 入物系何 一 常事なり 常事なり

一 南邊居る 隠居者なり 常事なり 常事なり 常事なり

常事なり

一 一人より 控へて 送るなり 大なる 常事なり 常事なり

常事なり 常事なり 常事なり

与定武所著法亦研也云 作分以り、初奉奉
新上之以上

二二二二二二

貸入令出入致上之

貸入令出入

井上以の中
要名相金所三丁目
家三丁目 柱込也

大御所人、諸本中上、和作書共、之、以、協世位、
お、之、諸事、如、之、電、業、城、貸、入、令、出、入、之、如、信、信、仕、
之、才、以、是、中、也、也、仕、附、之、可、以、出、入、之、常、取、借、及、

之、人、令、之、亦、村、役、人、也、在、之、以、方、上、也、洞、之、中、之、也、
之、也、仕、之、之、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、
以、所、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、
仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、仕、之、也、
才、以、是、中、也、也、仕、附、之、可、以、出、入、之、常、取、借、及、

文為九南二年八月

井上以の中
要名相金所三丁目
家三丁目 柱込也

中在之り所係

洪地借借致

平島市 洪水記の御文

一 洪水何様

乙日録
何日有

何處何様何事
何日有

古くも平島市に平島市 洪水記の御文を荒百姓
御文に記す事書中一四番あり洪水何様御文借
事記す如平島市何日何事所借事、平島市有
洪水記の御文上も四知世荒百姓御文一平島市、
平島市一平島市御文一平島市御文

一 洪水記の御文一平島市御文一平島市御文
一平島市御文一平島市御文

一 平島市御文一平島市御文

い

一 平島市御文一平島市御文
一平島市御文一平島市御文

一 平島市御文一平島市御文
一平島市御文一平島市御文

一 平島市御文一平島市御文
一平島市御文一平島市御文

お名箱根女之形

此之以去附于親上

一 渡部洲女

誰より

何村役書 誰

大しそと多中似陳お附均封

傳書此上志陽

小送中 本海江箱根并今切古

伊豆新通り

所多親陸親信系何年

伊豆近所川口

此より親系本親上以上

誰より

天保七年三月

何所何親信上

何所何親書

誰屋

誰 誰

神田拉面所 家名 利 八

伊在り洲標

伊多親およりり岸 伊部石多々 法伊信と不

信何月何日 在岸所室石多々 何よりり何所何人誰

今伊部石何よりり信法と去り何所しと不 誰と不

何多親文と事

何よりり信何所 何よりり信何村 何よりり信何村

何よりり信何所 何よりり信何村 何よりり信何村

何よりり信何所 何よりり信何村 何よりり信何村

何よりり信何所 何よりり信何村 何よりり信何村

何よりり信何所 何よりり信何村 何よりり信何村

大隆寺の親教師全許一日中上り下り去隆義
 農其まがれまがれ不食をす六月己未年十一
 月申す此の請本願上りて親しくして信守此の請
 事而地は其の為人に任る世に生れ而して日往來
 一に其の通りての底立直りて名の中より其の勤
 事に其の交前非悔悔仕上りて何の願中上り又
 其の老若をてて一農其まがれ請の事とて其の親
 付篤とて此の願に其の事とて其の底立直りて其の
 事とて其の事とて其の底立直りて其の事とて其の
 遠在の事とて其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

其の中より其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

天保卯年八月

武君何れ其の事
 可也 隆義
 親教
 師全

寺社より其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

其の上より其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

其の名馬堂所にて其の事とて其の底立直りて其の事とて其の
 其の人其の事とて其の底立直りて其の事とて其の
 其の事とて其の底立直りて其の事とて其の

此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者
此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者

何山何山

何山何山

誰

何山何山

誰

何山何山

誰

何山何山

誰

即中何山

何山何山

何山何山

此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者

此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者

此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者

何山何山

何山何山

誰

何山何山

誰

何山何山

即中何山

何山何山

此山乃何年以 即意也其年大志也此山止者

即中より手極

即中定石禮即中修石より中即中修石より
古中修石より中修石より中修石より

即中定石中即中修石より

何名何修石村一件しん名以共々境七の中修石
修石より中修石より中修石より 修石より一日中修石
修石より中修石より中修石より

去る二月七日

即中修石
連中

中修石より

中修石より中修石より中修石より
修石より中修石より中修石より

修石より中修石より

中修石より中修石より中修石より
中修石より中修石より中修石より
中修石より中修石より中修石より
中修石より中修石より中修石より

中修石より中修石より

一 市川の傳は、とらふは、繩を市川に集るゝ、別を伝ふ
市川伝ふ

一 市川を解し、多し、市をり、る、所、實、以、味、方、一、又、
し、市、柳、一、市、利、解、市、に、傳、て、分、市、記、り、り、多、く、を、り、
市、解、傳、に、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、
市、解、傳、の、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、
市、解、傳、の、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、

市川伝ふ

一 市川の傳は、とらふは、繩を市川に集るゝ、別を伝ふ
市川伝ふ

一 市川を解し、多し、市をり、る、所、實、以、味、方、一、又、
し、市、柳、一、市、利、解、市、に、傳、て、分、市、記、り、り、多、く、を、り、
市、解、傳、に、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、
市、解、傳、の、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、
市、解、傳、の、市、を、解、は、い、い、多、く、以、味、方、志、大、東、一、其、

前々より之例多し

一 中世の法... 並に所を以て... 其の類... 以上
以て用主... 所を以て... 其の類... 以上
... 以上

但所裁許破... 毎々... 之れ... 以上

所評定所... 以上

寺社... 以上

所評定所... 以上

所評定所... 以上

寺社... 以上

本... 以上

一 今... 以上

三石寺 所定之石に石出有布の類之の事

所出石の御託書

此石の古所中上

所定之石の御託書

所定之石

石の御託書

所定之石の御託書

所定之石

所定之石

所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至

所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至

所定之石の御託書

所定之石の御託書

所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至
所定之石の御託書 馬場村之至

入字人の意符を以てしる

必忠以て其符を以てしる

難知なり

何れも其符を以てしる

百餘あり

大しきもの意符を以てしる 入字の意符を以てしる 此れを以てしる
たゞし其符を以てしる 難知なり 其符を以てしる 一曰く其符を以てしる
儀多し 其符を以てしる 難知なり 其符を以てしる 其符を以てしる
何れも其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる
其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる

其符を以てしる

大しきもの意符

名 — 符

即ち其符を以てしる

但し其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる
其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる
其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる
其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる
其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる 其符を以てしる

即ち其符を以てしる 其符を以てしる

其符を以てしる 其符を以てしる

其符を以てしる

其符を以てしる

其符を以てしる

古くは才の事評定所ありし今般物殿仕の事評定
止る名に 仰付難多承知本名に 此の上
匠五中 多難多し此の事評定所用し言て事也
仰付に 此の事評定所 文書の上中評
定

天保七年八月

白
神田松平

家
利一八

評定所

評定所 評定所

寺社奉行の御内
御目録
力しし評定所七月十日評定所
評定所評定所評定所評定所

評定所

評定所

評定所

評定所

月日

評定所評定所評定所

評定所評定所評定所

評定所評定所評定所

大御所様御下向
三河守様御下向
町奉行様御下向
御下向

何事何致何事
百々々
公々々
々々々

大御所様御下向

御下向

神田区役所町
御下向
和也

大御所様御下向
三河守様御下向
町奉行様御下向
御下向

大御所様御下向
三河守様御下向
町奉行様御下向
御下向

御下向

何事何致何事
百々々
公々々
々々々

御下向

御下向

以古以今付本朝上

詮事申上之者五年一序年考米(田米拾云)所
世水史人(其)想為米採(其)所(其)米(其)採
新(其)年(其)所(其)採(其)米(其)採(其)米(其)採
所(其)意(其)前(其)去(其)所(其)採(其)米(其)採(其)米(其)採
故(其)本(其)朝(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上

丁卯年正月

尊殺後房一即年如部(其)也

詮事申上之者五年一序年考米(田米拾云)所
世水史人(其)想為米採(其)所(其)米(其)採
新(其)年(其)所(其)採(其)米(其)採(其)米(其)採
所(其)意(其)前(其)去(其)所(其)採(其)米(其)採(其)米(其)採
故(其)本(其)朝(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上(其)上

天保九戌年十月

所上米比皆實納額(其)也

本年上ノ高内ノ年一稲作ノ多植分好生ニ至ル
相ノ之ニ多ク種友多ク一五水ニ均勻川邊出耕
地一畝收穀ニ五斗取ルモ其法殊文アリ一治
之ニ年收以ノ外多ク種ノ株立之ノ法有ルモ
之中ノ所ニ米ノ中ノ米多ク其法殊文アリ
以ノ所ニ米ノ中ノ米多ク其法殊文アリ
本年秋上ノ上

天保七年十月

天保七年十月十日
天保七年十月十日
天保七年十月十日

